

# 裁 決 書

審査請求人

同代理人

上記審査請求人(以下「請求人」という。)から平成27年4月8日付けで提起された生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第24条第3項の規定による保護の開始の申請に対する申請却下決定処分(以下「本件処分」という。)に対する審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求に係る処分庁がした本件処分は、これを取り消す。

## 理 由

### 第1. 請求人の主張

請求人の主張は、本件処分を取り消すよう求めるもので、その理由としておおむね次のとおり述べていると解することができる。

- 1 請求人は、十数年前にそれまで夫及び長男夫婦と同居していた[ ]の家を出て、平成26年12月に腰椎圧迫骨折で病院に入院するまで、[ ]の[ ]アパートで一人暮らしをしていた。家を出た理由は、長男夫婦との関係の悪化や夫が請求人をかばおうとしないことによるものであった。生活費は、夫の年金と軍人恩給が振り込まれる口座の通帳を請求人から出て以降保持していたので、それらに自らの年金を加えて賄った。
- 2 請求人は、平成26年12月に入院後、入院期間中に要介護3と判じ、平成27年2月19日に退院後、ケアマネージャーの世話で[ ]のグループホームに入所した。なお、この入院期間中に、長男に何度も迫られたため夫の年金等が振り込まれる口座の通帳を長男に引き渡した。
- 3 請求人は、平成27年2月27日に、グループホームの利用料金の今後の支払を自己の収入で賄うことはできないとの理由から、[ ]福祉事務所長(以下「処分庁」という。)に対し保護の申請を行った。
- 4 処分庁は、請求人への保護の適用を検討するにあたり、請求人単独の世帯ではなく、請求人、夫及び長男夫婦を一つの世帯として認定する立場をとり、平成27年3月27日に、請求人、夫及び長男夫婦を一つの世帯として保護

の申請を行うよう求めたが請求人がこれに応じず、これ以上世帯状況の調査を行うことができないため保護の要否の判定ができない、との理由で請求人の申請を却下すると決定し、請求人に通知した。

しかし、請求人は、夫及び長男夫婦からの扶養を受けられる見込みは全くなく、その点は処分庁に対しても説明しており、また長男も処分庁の調査に対し請求人を扶養する意思はない旨回答した、と聞いている。それにもかかわらず、このような理由で請求人の申請を却下するのは不当である。

## 第2 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由を次のとおり述べていると解される。

- 1 平成27年2月20日、処分庁は、請求人の長女から請求人の生活保護申請についての相談を受けた。処分庁としては、請求人の世帯の認定について、請求人と夫とは別居後も交流があり、最近まで請求人が夫の年金を生活費に充てていたこと、また戸籍上も離婚していないことから、夫を含めて一つの世帯として保護申請することが適当と考える、との説明を行ったが、長女の理解を得ることはできなかった。説明の後、長女の求めに応じて申請書の用紙を交付したところ、同月27日に請求人の一人世帯として申請書が提出されたので、これを受理した。
- 2 平成27年3月2日、処分庁の担当者が実態調査のため請求人を訪問し、請求人から世帯の状況について聴き取りを行ったところ、次のとおり回答を得た。
  - (1) 平成14年から、夫及び長男夫婦とは別居している。別居に至った一番の原因は、長男夫婦との不仲である。
  - (2) 別居後も夫が請求人宅を訪れるなど夫との交流は継続しており、また、請求人は、夫の通帳を所持して夫の金銭管理を行い、かつ夫の年金を自らの生活費にも充てていた。
  - (3) 平成26年末に夫が入院した後、夫の医療費の支払いのため、長男が、請求人宅を訪れ請求人が所持していた夫の通帳を引き上げていった。  
また、担当者が、請求人に対し、夫らとの同居の再開の可能性を質問したところ、同居を再開する予定はなく、夫とは離婚してもよいとの回答があった。
- 3 平成27年3月4日、請求人の長男から聴き取りを行ったところ、次のとおり回答を得た。
  - (1) 請求人が夫らと別居するに至ったのは、長男の妻との不仲と、夫との関係ももともとよくなかったことが原因と思われる。
  - (2) 平成14年に請求人の別居が始まったとき、長男は夫に離婚を提案したが夫が離婚を拒否し、請求人も何も意思を表明しなかったため、それ以降現在まで離婚していないという経緯がある。
  - (3) 平成26年末に夫が入院し、医療費がかさんだことから、請求人に事

熊知

情を説明して、平成27年1月に請求人の同意の下に請求人が所持していた夫の通帳を返してもらい、現在、長男夫婦が管理している。

(4) 処分庁が請求人、夫及び長男夫婦を一つの世帯と認定することは理解できるが、夫及び長男夫婦は生活保護の申請は行わない。また、請求人に対して金銭援助をすることは困難である。

4 平成27年3月5日、同月11日及び同月18日の3回にわたり長男の意思を確認したが、いずれも夫及び長男夫婦は生活保護の申請は行わない、との回答であった。また、18日には、最近まで請求人が所持していた夫の通帳を請求人に渡すことは可能かについても確認したところ、長男は、夫の入院費用がかさむため請求人に渡すことはない、と回答した。

5 平成27年3月24日、処分庁は、以下の理由から、請求人の保護申請を却下することを決定し、同月27日に請求人に通知した。

(1) 請求人のこれまでの生活状況等から、請求人と夫との婚姻関係は現在も破綻しておらず、請求人と夫及び長男夫婦を同一の世帯と認定する。

(2) この世帯認定に基づき保護の申請を行うのが適当と認め、請求人にそれを求めたが、そのような申請が行われなためこれ以上世帯状況の調査を行うことができず、保護の可否を判定することができない。

6 以上のとおり、本件処分には正当な理由があるため、本件審査請求の棄却を求める。

### 第3 審査庁の判断

#### 1 認定事実

審査庁が調査したところ、次の事実が認められる。

(1) 請求人は、平成14年まで夫及び長男夫婦と同居し、同年別居して一人暮らしをするようになったが、平成27年3月2日時点においては夫とは離婚していない。また、請求人は、別居する際に夫の年金等が入金される口座の通帳を持って家を出ており、その口座に入金される夫の年金等を自らの生活費の一部に充てており、さらに別居後も、夫が請求人宅を訪ねたり、請求人が夫に金銭を提供したりといった交流があった。

(2) 請求人は、腰椎圧迫骨折のため平成26年12月から平成27年2月19日まで病院に入院した。この入院期間中に、夫の年金等が入金される口座の通帳を長男に引き渡した。

(3) 請求人は、退院後、XXXXXXXXXXのグループホームに入所したが、その利用料金の支払いを今後も自らの収入だけで賄うことは難しいとの理由から、平成27年2月27日に、処分庁に対し保護を申請した。

(4) 処分庁は、平成27年3月2日に、担当者が請求人を訪問して実態調査を行い、請求人から、保護申請までの経緯や、請求人が夫らとの同居を再開する意思がなく、夫とは離婚してもいいと考えていることを確認した。

(5) 処分庁は、平成27年3月4日に、請求人の長男から、請求人と夫が



離婚していないことの経緯や、以前は請求人が所持していた夫の通帳を現在は長男が所持して管理していることを聴取した。また、長男は、処分庁が請求人、夫及び長男夫婦を一つの世帯として認定するとしても、夫及び長男夫婦は保護を申請する意思がないこと、また請求人に対して金銭援助をすることは困難であることを表明した。

(6) 処分庁は、平成27年3月5日、同月11日及び同月18日の3回にわたり長男の意思を確認したが、いずれも夫及び長男夫婦は生活保護の申請は行わない、との回答を得た。また、18日には、最近まで請求人が所持していた夫の通帳を請求人に渡すことは可能かについても確認したところ、長男は、夫の入院費用がかさむため請求人に渡すことはない、と回答した。

(7) 平成27年3月24日、処分庁は、これまでの調査の結果から、請求人、夫及び長男夫婦を一つの世帯として保護の申請を行うのが適当と認めるが、それが行われなためこれ以上世帯状況の調査を行うことができず、保護の要否の判定ができないとの理由から、請求人の保護の申請を却下することを決定し、同月27日に請求人に通知した。

## 2 判断

本件審査請求は、本件処分を行うにあたっての世帯の認定について、処分庁が、請求人、夫及び長男夫婦で一つの世帯と認定したのに対し、請求人は、請求人単独で一つの世帯と認定するのが正当と主張している点が争点となっていると考えられる。

法第10条は、保護の要否及び程度を判断する場合の単位として世帯を原則とすることを定めているが、この「世帯単位の原則」における世帯について、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第1においては、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」と規定している。すなわち、生活保護の実施における世帯とは、主に生計の同一性に着目して、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められるひとつの単位をさすが、生計を一にしているか否かの認定が主として事実認定の問題であるところから、比較的事実認定が容易な同一居住という目安をあわせて用いることとしている。

請求人の場合は、1の(1)のとおり、平成14年に夫及び長男夫婦と別居して以降一人暮らしを続けているので、平成14年以降は夫及び長男夫婦とは居住を同一にしていると認められる。

そこで、請求人と、夫及び長男夫婦との生計の同一性について検討すると、請求人は、1の(1)のとおり、平成14年に一人暮らしを始めて以降、平成26年12月に入院するまでは、夫の年金等が入金される口座の通帳を所持して、その通帳に入金される夫の年金等を自らの生活費の一部に充て、また、夫が請求人宅を訪問したり、請求人が夫に金銭を提供したことがあった。

民法（明治29年法律第89号）第752条では、夫婦は互いに協力し扶助する義務があると規定されており、また、「生活保護問答集について（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「保護課長事務連絡」という。）」問1-1の答には、「法における世帯の認定にあたって、夫婦は原則として同一世帯に属していると判断されるが、夫婦であっても、夫が妻以外の者と同棲し、妻と別居している期間が相当長期にわたっている場合等夫婦関係の解体が明白である場合には、世帯を異にしていると判断すべきものと考えられる」と規定されている。従って、処分庁が、請求人から保護の開始の申請を受け調査を開始した当初、請求人と、夫及び長男夫婦とに生計の同一性があると考え、同一の世帯とする立場をとったことには一定の理由があると考えられる。

しかし、その後の調査の結果、処分庁は、次のことを確認している。

- (1) 1の(2)のとおり、請求人の平成26年12月の入院後、請求人が所持していた夫の通帳は長男に引き渡されており、1の(5)のとおり、それ以降この通帳が長男の手元にあることは、長男も認めている。
- (2) 長男は、1の(6)のとおり、夫の通帳を請求人の手元に戻すことや請求人に対して金銭援助をすることは拒否する意思を表明している。

また、請求人は、1の(1)のとおり、平成27年3月2日時点においては夫とは離婚していないが、1の(4)のとおり、夫らとの同居を再開する意思がないことや、夫とは離婚してもいいと考えていることを処分庁に対して述べている。また、長男からは、請求人との同居を再開するといった意思は表明されていない。

以上のとおり、請求人や長男に対する処分庁の調査の結果からは、請求人と夫及び長男夫婦とが一つの世帯として生計の同一性を保っていると認められる事実は確認できず、また今後も、請求人と夫及び長男夫婦とが生計及び居住の同一性を有する状態となる見込みがあるとは言いがたい。

さらに、保護課長事務連絡問1-1の答において、夫婦を同一の世帯と認定できない場合があることを示している。

以上のとおり、処分庁は、十分な検討がなされていない段階で請求人と夫及び長男夫婦を同一の世帯と認定し、それに基づいて本件処分を行ったと言わざるをえない。

以上、請求人の本件審査請求は理由がある。よって、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成27年10月5日

熊本県知事 蒲島 郁

